

甲賀市特定事業主行動計画を策定しました

経過

我が国では少子化が急速に進んでおり、このことは長期的には労働力人口の減少をもたらす、社会の様々な分野に影響を与える可能性があります。このような状況に対処するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が成立しました。この法律では、保護者が子育ての第二義的な責任を有するという基本認識の下に、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育てられる環境の整備を図るために、国、地方公共団体、民間企業などを事業主として位置づけ、様々な主体が社会を挙げて取り組んでいくために作られたものです。

このような考え方から、次世代育成支援対策推進法では、国や地方公共団体を「特定事業主」と定め、職員の子どものための健全やかな育成のための計画（特定事業主行動計画）を策定するよう求めています。

このように、「甲賀市特定事業主行動計画」は、甲賀市の職員を対象に、また、職員が率先垂範していくために策定したものです。男性も、女性も、子どもがいる方

もいない方も、お互いに助け合い、支えあっていくことが大切と考えています。

概要

計画期間

平成17年～平成21年

主要な取り組み

- ① 育児休業などの各種制度をまとめたリーフレットの作成、配布
- ② 妊娠中および出産後における業務分担や人事上の配慮
- ③ 子どもの出生時における父親の特別休暇や子どもの看護を行うための特別休暇、子どもとふれあう時間を大切にすための年次休暇の取得促進
- ④ 男性の育児休業の取得促進や、育児休業からの円満な復帰のための情報提供
- ⑤ 育児と仕事の両立のための時間外勤務の削減
- ⑥ 子育てに関する地域活動への参加や子どもとふれあう機会の充実などの啓発

【問い合わせ】職員課

☎ 65-0668
FAX 63-4554

救急救命士の気管挿管実習にご協力を!!

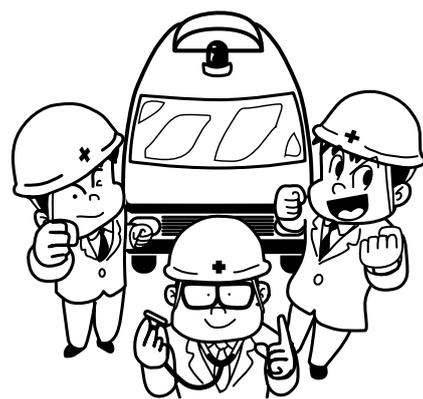
誰もが自分自身や家族の身に不慮の事故が発生し、救急救命士の応急処置を受ける可能性があります。現在、心臓や呼吸が停止している心肺停止患者に対して救急救命士が行う救命処置を高度化する取り組みが始まっています。その一つとして平成16年7月から、これまで医師のみが行うことを認められていた気管挿管の実施が救急救命士にも認められるようになりました。

しかし、救急救命士が気管挿管を行うには病院内での30例の実習が必要で、甲賀広域行政事務組合消防本部では7月から公立甲賀病院で実習を開始しました。この実習を行う救急救命士は気管挿管のための講習を修了した救急救命士だけです。この実習には麻酔科の医師が常時救急救命士に付き添って指導にあたり、通常の麻酔科医が行う

際と同様の安全性を確保しながら行います。

救急救命士が気管挿管の実習を行う際には前もって救急救命士と救急救命士を指導する麻酔科の医師が患者さんに気管挿管の実習について説明を行い、必ず同意のうえで行います。実習に同意されない場合でも患者さんが不利益を受けることはありません。

救急救命士の能力を高め業務を拡大することは、心肺停止患者の救命率の向上に必ずつながるはずで、一人でも多くの「救えるはずの命」を救うため市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



【問い合わせ】

甲賀広域行政組合消防本部
市民安全課
☎ 63-7930
FAX 63-7940



気管挿管チューブ

訓練による気管挿管の様子

